



越路 10月 (No.103)

発行/越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL 越路 (02589) 2-3111 ■印刷/大川印刷所



浦保育所完成

玄関はお花と小鳥がいっぱい

元気な子どもたちの声が聞こえてきます。乳幼児をふくめ90名で10月1日から開所しました。町では昭和46年より保育所整備計画に基づき常設の認可保育所を建設してきました。49年度は飯塚に建設する予定です。

町の人口

住民基本台帳人口 (8月末日現在)				
世帯数	3,007			
人口	13,691人			
内訳	男 6,681人			
	女 7,010人			
8月の住民移動状況				
出生数	19人	死亡数	10人	
内訳	男 7人	内訳	男 6人	
	女 12人		女 4人	
転入数	35人	転出数	9人	
内訳	男 18人	内訳	男 6人	
	女 17人		女 3人	

今月の主な内容

- ▼来迎寺に押ボタン式信号機ができました
- ▼議会だより
- ▼農業委員会会長決まる
- ▼盛大に終わった敬老会
- ▼テレビに出た、雪ん子田んぼの稲刈り
- ▼お湯のあるくらし
- ▼たばこは町内で買えます

たばこは町内で買えます

私達が毎日吸っている「たばこ」の一部がたばこ消費税として小売人の営業所、所在地の市町村へ専売公社より申告納付されますのでたばこを買われる時は町内で買いたしましょう。

昭和四十七年度中に町内で皆さんが買われたたばこ本数は二十万三千本で、たばこ消費税として公社より町へ納付された税額は千四百九十二万円が町の収入となりました。

例えば、ハイライト一箱買うと約十五円位のたばこ消費税を納付するわけです。旅路の一本は町内のたばこ屋さんで買いたしましょう。

巡回行政苦情相談

十月二十日午後一時から塚野山区事務所で行ないます

- ▼役所の仕事について、こういう方はいらっしやいませんか。
- ▼テキパキやってみませんか。
- ▼納得できない。
- ▼どうしてよいかわからない。
- ▼こうしてほしい。
- ▼不親切な扱いを受けた。

など、役所に対する苦情や、相談、意見があるが、どうも関係の役所に申し出ていく方は、行政苦情相談員に相談ください。秘密は守り、相談は無料です。

産業育成資金貸付案内

対象者 中小企業者
期間 一年以内
貸付額 百万円以内
申込み期限 十月五日まで
申込み先 役場産業課又は商工会

秋の公民館事業

スポーツ、文化のシーズンを迎えました。秋の公民館事業が次のとおり行なわれます。多数参加ください。

- 十月七日 職場野球大会
- 十月二十八日 町民謡曲大会
- 十月二十八日 町美術展
- 十一月三日 町民駅伝大会
- 十一月四日 町民囲碁大会
- 十一月四日 町民将棋大会

- 町民駅伝大会参加申込みは十月二十五日までです。(一チーム九名)
- 町民美術展作品募集
- 種目 日本画、洋画、書道、写真、菊で一人二点以内で小学生を

今月の心配ごと相談は

十月十五日 十一月一日

講演会・十月三日午後二時・町商工会館



除く 申込み 既発表作品でも可、ただし授賞作品でないこと。十月二十日迄に申込みください。

○参加申込み先 役場教育委員会社教係
くわしくは教育委員会へ問い合わせください。

中学校卒業程度認定試験案内

病気などやむを得ない事由で、義務教育諸学校に就学することができないで、就学猶予または免除された者に対し、中学卒業程度の学力があるかどうかを認定する国家試験が行なわれます。合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。昭和四十九年三月三十一日までに満十五才以上になる人で、現在義務教育の猶予もしくは免除を受けている者または以前に受けた者等です。願書提出期限

小児マヒ予防生ワクチン投与

越路町役場	10月12日	2:00~3:00	S 47.7.1~ S 48.6.30出生者
百日ぜき、ジフテリア、破傷風予防接種			
岩塚小学校	10月9日	E 30~2:30	○初回免疫 (1回目)
東谷小学校	*	3:00~4:00	47.7.1~48.6.30生
飯塚公民館	10月11日	2:00~3:00	○追加免疫
塚山小学校	10月12日	2:00~3:00	46.7.1~47.6.30生
浦区事務所	10月19日	2:00~3:00	○小学校入学前
神谷公民館	10月22日	2:00~3:00	42.4.2~43.4.1生
長高越路分校	10月24日	2:00~3:00	
岩塚小学校	10月30日	2:00~3:00	○初回免疫 (2回目)
塚山小学校	11月2日	2:00~3:00	47.7.1~48.6.30生

昭和四十八年十月十三日 忘れずに受けて下さい

インフルエンザ予防接種

東谷小学校	10・18	10・25	2:00	昭和45年9月30日以前の出生した人で希望する者
塚山小学校	10・19	10・26		
岩田公民館	10・22	10・29	3:00	
小坂公民館	10・23	10・30		
西野区事務所	10・31	11・7		
飯塚公民館	10・31	11・7		
浦区事務所	11・1	11・8		
石津保育所	11・1	11・8		

母子検診

岩田公民館	10月5日	3才児
塚野山公民館	10月9日	2:00
越路町役場	10月11日	乳児
	10月15日	3:00
岩田公民館	10月16日	*
塚野山公民館	10月17日	*
越路町役場	10月29日	3才児

NVA解説委員 村田為五郎

安心してわたりませ

来迎寺にの押ボタン式信号機 歩行者用の



車が止ったことを確認してわたしましょう

九月一日から来迎寺農協ガソリンスタンド前に、押ボタン式の信号機がつけました。

この信号機は、長岡などにある信号機とちがって、一定の時間ごとに「赤」から「青」に変わる信号機ではありません。信号機の下でいくら待っても赤から青にはなりません。

道路を横断するときは、必ず「歩行者専用の信号機の下にある、ボタンを押して青になったら渡りましょう」渡り終わってからはボタンを押す必要はありません。

この信号機は、歩行者用につきものです。ボタンを押さない限り歩行者用の信号は青になりませんし、車も横断歩道の手前で止まってくれません。

歩行者用の信号は、いつも赤で車道の信号は青になっていますから、横断歩道の手前でボタンを押さないで待っていても、車はスピードを落さず走ってきます。

車がくるまでに渡るからと、ボタンを押さないで渡る人がいますが、車は人が歩く速さの数倍のスピードで走ってきます。

交通事故にあわないで



ちょっとした不注意から思わぬ事故になります。歩行者も車の運転者もお互いに協力して悲惨な事故をなくしましょう。

横断歩道を渡らなかつたばかりに、事故にあつた人がたくさんいます。

車は急に止まれません。止まらなかつたまま進みます。歩行者も車の運転者も「だろ」はやめて、安全を確認してください。

自転車に乗っている人も、歩行者と同じ横断方法をしなければなりません。

議会だより

九月定例町議会は九月六日招集され、会期を九月三十日まで二十五日間と決め、議案関係各種委員選任等の議案が審議されました。決定した各種委員構成は次のとおりです。

◎印委員長 ○印副委員長
▼総務文教委員会(9人)
◎内山徳三郎 ○内山太郎治

◎長谷川一義 ○関 与作
白井勸次郎 浅井 作治
平石金次郎 阿部 順二
中野 武雄 大石仁太郎

▼建設委員会(8人)

第五次漁業センサにご協力ください

十一月一日を調査期日として、第五次漁業センサが行なわれます。

この調査は、十一月一日以前一年間に、にしき鯉などの繁殖を行なつた者および、漁業権のある河川で魚の採捕をする河川漁業協同組合員を対象に行われますのでご協力ください。

農協委員会長 平沢美代太郎氏

会長代理には野上公平氏

九月八日の農協委員会々議で、会長に平沢美代太郎氏、会長代理には、野上公平氏がそれぞれ選出されました。

又任期満了による、越路町農業委員会委員の選挙による新農業委員会委員の選挙による新農業委員が構成されました。

(敬称略・一)内現職)



今井 仁蔵
来迎寺農協推せん
(町議・農協理事)



丸山金太郎
農業共済組合推せん
(来迎寺農協協長・共済組合長)



高橋 栄吉
町議会推せん
(町議)



番場 惣二
町議会推せん
(中沢区長)

(お詫び)
先月号で農業委員会をお知らせしました、桑原政信(現)とあるを(新)の誤りでしたのでお詫びして訂正します。

治十六年九月二十一日までに生まれ、九十才になられた浦の佐藤りいさん外九名の方に、県知事から紫のざぶとんがそれぞれ贈られました。

日本人の平均寿命の延で、越路町も七十才以上の人が昨年同様に



演奏する自衛隊



井口 政則
岩塚農協推せん
(農協長)



内山 静司
塚山農協推せん
(農協長)



山崎不二雄
石津地区農協推せん
(農協長)

盛大に終わった敬老会

九月十五日越路小学校体育館で町敬老会が行なわれた。

今年の敬老会対象者は七十才以上の老人千四百十一人を招待、うち八百三人が出席した。

七十五才以上の方々には、県知事より祝葉千歳が四百三十四人に贈られ、又、明治十五年九月二十二日から明



満90才のお祝のざぶとんを受けるおばあちゃん

り五十九人多く又、九十才になられた人は八人多くなっている。

昭和四十八年四月一日現在で、結婚五十年を迎えた十四組の夫婦に、県知事から慶祝の色紙が贈られた。

式典のあとは、かた苦しい講演がつきものであるが、今年には自衛隊高田部隊の音楽隊による器楽演奏や、町内青年・婦人部有志による踊りがあり、なごやかな一日となった。

いつまでも、いつまでも健康で楽しい老後を送ってください。

雪ん子田んぼの稲刈り

(越路小実習田)



NHKテレビで放送された雪ん子田んぼの稲刈りをする児童たち

九月十三日「雪ん子田んぼ」の稲刈りが行われた。雪ん子田んぼこれは越路小学校の実習田である。実習田の名前は子どもたちが決めた愛称で、七アールの田んぼはみんなでもち稲を田植した。

むずかしい管理は、PTAや隣りの田んぼのおじさんからやってもらった。テレビのおじさんがぼくたちの稲刈りをテレビに映して

くれると、みんなは嬉しくて稲を刈る。先生も子どもたちも、稲刈りは始めてある。救急箱にいっぱいほうたいや薬をつめての稲刈りであった。越路小学校は、全児童の三割が農家である。しかも学校は、田んぼに囲まれた静かな環境にある。農村地域に

育つ子どもたちの稲刈りについての理解はきわめて低いといわれている。田植をした子どもは、五、六年生で一割に満たないし、稲刈りの経験は皆無といってもよい状態である。

子どもたちが毎日食べる米、米飯給食で食べている米が、どのような順序で作られ、どのような苦労があるかを知り、米飯給食に

しての理解を深めさせ、勤労意欲と感謝の気持ちを育てあげたい。このような大きな目的で実習田を設けた。実験用の入れものに育て観察する稲よりは、自然条件下の広い田んぼで、長期にわたる稲の観察は子どもたちに、愛情をこめて稲の世話をする人間のたくま

しきをうつけ、生き物への愛情と世話への感情を表現させることができた。

十一月には、収穫したお米でもちをつけてみんなで祝するとかまだまだ楽しみが残っていると喜んでいました。

測定された知能指数が二十五以下と判定された精神薄弱者であつて次のいずれかに該当し、その状態が継続すると認められる者

(1)日常生活における基本的な動作が困難で個別的な介助を必要とする者

(2)「ひんぱんに「てんかん」等をおこし常時注意と監護を必要とする者

(3)重度身体障害者

身体障害者手帳の交付をうけ、その障害の等級が一級又は二級の障害者であつて日常生活における基本的な動作が困難で個別的な介助によらなければならぬ状態にありかつその状態が継続すると認められる者

一人暮らし老人

十月一日から一人暮らし老人及び重度心身障害者の医療費が無料となることになりました。該当者については役場より調査致しました。調査もれ等があると思いますので次の要項に該当する方は至急役場福祉係まで申請して下さい。

一人暮らし老人とは

障害者

重度の精神薄弱(知能検査によつて測定された知能指数が三十五以下)と重度肢体不自由(障害の程度が一級又は二級)が重複している者

(2)重度精神薄弱者

標準化された知能検査によつて

測定された知能指数が三十五以下と判定された精神薄弱者であつて次のいずれかに該当し、その状態が継続すると認められる者

(1)日常生活における基本的な動作が困難で個別的な介助を必要とする者

(2)「ひんぱんに「てんかん」等をおこし常時注意と監護を必要とする者

(3)重度身体障害者

身体障害者手帳の交付をうけ、その障害の等級が一級又は二級の障害者であつて日常生活における基本的な動作が困難で個別的な介助によらなければならぬ状態にありかつその状態が継続すると認められる者

駅だより 10月1日列車時刻改正

▲新しい時刻表に取り替えてください。
▲朝の通勤列車にお遅れないように出かけてください。

山	越後岩塚	米迎寺	終	普
6:49	6:54	6:58	7:02	7:05
7:36	7:41	7:46	7:50	7:53
8:10	8:15	8:22	8:26	8:29
9:21	9:26	9:30	9:34	9:37
急行よ	急行よ	急行よ	急行よ	急行よ
10:57	11:02	11:06	11:10	11:13
12:54	12:59	13:03	13:07	13:10
14:47	14:52	14:56	15:00	15:03
16:48	16:53	16:57	17:01	17:04
17:59	18:04	18:08	18:12	18:15
19:24	19:29	19:35	19:40	19:43
20:15	20:20	20:26	20:31	20:34
22:59	23:04	23:09	23:14	23:17

山	越後岩塚	米迎寺	終	普
4:52	5:02	5:05	5:08	5:11
6:49	6:53	6:59	7:03	7:06
7:24	7:28	7:34	7:38	7:41
8:34	8:38	8:44	8:48	8:51
11:05	11:08	11:14	11:18	11:21
13:05	13:08	13:14	13:18	13:21
13:46	13:50	13:55	14:00	14:03
15:03	15:07	15:12	15:17	15:20
17:01	17:04	17:10	17:14	17:17
18:13	18:18	18:24	18:28	18:31
19:06	19:10	19:16	19:20	19:23
20:19	20:22	20:28	20:31	20:34
22:04	22:08	22:13	22:17	22:20

(魚沼線)
米迎寺発 5:52 7:01(片11行) 7:25
11:30(上曜) 17:04 18:23
米迎寺着 6:46 7:20 8:19
13:38(上曜) 18:05 19:26

わたしたちの町 お湯のある暮らし

ガス湯沸器

英語で「HOT WATER」というように、「お湯」は「水」を熱したものである。私たちのくらしの中で、水とお湯の違いは大きい。

口に入れるお茶やコーヒーから洗う物をする時の水の温度、そしてお風呂にいたるまで、くらしの中でのお湯の活躍ぶりとそのデリケートな温度の違いは、実に多探です。「うぶ湯にはじまり、湯灌(ゆかん)で終る」といわれた人間の一生と湯のかかわり、私たちは文字どおりお湯の恩恵に浴しているというわけです。

町では熱エネルギー源であるガスをパイプで各家庭へ送っています。

主婦の水仕事をラクにしたばかりでなく、洗濯や食器洗いの効果も増し、その殺菌力で現代の生活をひととき衛生的にしています。

こんな便利なお湯は、どんなしくみで供給され、どのようにしてらじょうずに利用できるのでしょうか。

湯沸器の種類

ワンタッチでいつでもお湯が使える——給湯設備には、まず湯沸器が必要ですが、ひと口に湯沸器といっても、その用途に応じてたくさんの種類があります。

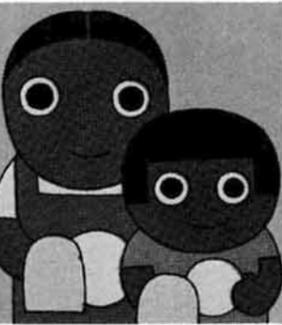
目的にあわせて、もっとも合理的な器種を選び、じょうずにお湯を使いましょう。

水に熱を与えると

お湯になります

コックをひねるだけで、いつでもそんな暮らしの夢をかなえたのがガス湯沸器です。

夏のシャワー、冬の洗い物にと四季を通じてありがたいお湯。



一、小型湯沸器

台所の流しのそばなどに、簡単に取りつけられる、いちばんポピュラーな湯沸器です。食器洗いや洗濯、ヒゲそりなど、必要な時すぐにお湯が使える、温度の調節も自由に行なえます。コックを開くと同時に、自動的に点火しお湯が沸く方式(瞬間式)です。

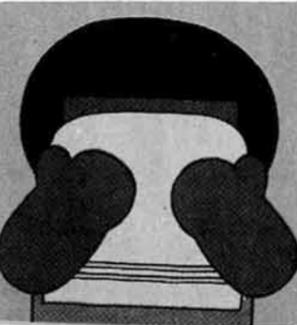
二、大型湯沸器

台所だけでなく、洗面所やふろシャワーや洗濯にも、となると大型湯沸器です。

水と同じように、何か所もの蛇口から、必要な時に必要なだけのお湯が使えるべんりな給湯設備ができます。大型湯沸器には、小型と同じようにコックをひねるとすぐお湯が出る瞬間式と一定量のお湯を沸かして貯めておき、給湯する貯湯式があります。

三、バランス型(BF)

大型湯沸器で、バランス型は、外気に面した壁にとりつけ、燃焼に必要な空気を屋外からとり入れ排気は屋外へ出すしくみです。室内の空気と無関係に燃焼が行なわれるので衛生的です。



取りつけ方

ガス湯沸器は、その燃焼、排気の方法によって、それぞれのタイプに適した正しい設置と換気方法があります。

くわしくは、ガス供給所、指定工事店でご相談ください。

第17回新潟県森林祭

10月19日越路中学校・中越植樹祭同時開催

『緑と花でつつもう村や町』

○午前10時から沢下条で植樹祭
○午後1時から越中で森林まつり
(先着300名に記念樹と花の種贈呈)

ポストコーナー

郵便局からお願い

郵便番号の記入についてご協力をお願いいたします。

昭和四十六年に郵便番号簿を皆さんのお宅へ配りましたが、その後の異動のため、今回新しく

郵便番号は正しく、はっきりと。差出人の郵便番号も忘れず

来迎寺郵便局 山郵便局



広報 越路 10月 (特集号)

発行/越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 印刷/大川印刷所



毎月1日は防火デーです
防火について話し合いを
しましょう。

電気を熱源とする器具

通電した状態でみだりに放置しないこと
安全装置は、みだりに取りはずさない事



地震などで倒れない場所におく
故障したものは使用しないこと

五、火災警報発令中における 火の使用制限

- 1 山林、原野において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外で火遊び、たき火をしないこと。
- 4 屋内において、裸火を使用するときは、出入口等を閉じて行うこと。

器具のまわりはいつもきれいにしておく

六、危険物の貯蔵又は、 取扱い上の基準

一、危険物の指定数量について
各危険物について、消防法で指定数量が定められております。
この指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は当町では、
県知事の許可が必要であります。指定数量未満の危険物の場合は
この条例に従っていただくこととなります。

品名	指定数量
ガソリン	一〇〇リットル
アルコール類	二〇〇リットル
軽油	五〇〇リットル
灯油	五〇〇リットル
油	〇〇リットル

屋外で貯蔵又は、取扱う場合の空地の中

容器の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は製ドラムの場合	指定数量の二分の一以上指定数量未満	一メートル以上
その他	指定数量の五分の一以上二分の一未満	一メートル以上
	指定数量の二分の一以上指定数量未満	二メートル以上

屋内での貯蔵又は取扱う場合の構造の基準
イ、壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ又は、お、われたものであること。
ロ、危険物の性質に応じ遮光又は排気を行うこと。
ハ、危険物の詰替えは、防火上安全な場所で行うこと。
ニ、灯油バーナー等の場合、バーナーの逆火を防ぎかつ、危険物があふれないようにする。

次の量(指定数量の五分の一以上指定数量未満)を貯蔵し又は、取り扱う場合は役場へ届け出て下さい。
例
ガソリン 二〇リットル以上
アルコール 四〇リットル
軽油 一〇〇リットル
灯油 一〇〇リットル
重油 四〇〇リットル

七、届出の 必要なこと

次のことは、役場へ届出てください。(用紙は役場にありません。)

- 1 防火対象物の使用開始届(使用開始七日前まで)
 - 2 防火管理者が消防計画を作成したとき
 - 3 ボイラーを設置したとき(個人の住宅に設置したときを除く)
 - 4 乾燥設備を設置したとき
 - 5 火災とまぎらわしい煙等を発生させるおそれのある行為
- (1) 火災とまぎらわしい煙又は、火災を発生させるおそれのある行為。
(2) 煙火(がん具用を除く)の打上げ又は仕掛け。
(3) 劇場等以外の建物その他の工作物における演劇、映画、その他の催物の開催。
(4) 消防隊の通行、その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事。

越路町 火災予防条例の概要

はじめに

昭和三十七年五月に越路町火災予防条例が制定されてから、十余年の間に私達をとりまく生活環境は大きく変化し、火災の発生原因も複雑多様化してまいりました。したがって、火災の防止も現代の生活に合わせた方法がとられなければならないわけです。
そこで、この度火災予防条例が改正されましたので、改正後の火災予防条例の概要について、この特集号を発行し町民各位から火災防止について一段と御理解いただき大切な生命財産を火災から守って下さるようお願いいたします。

火災予防条例とは

火災予防に関する法律や、規則は、消防法を中心に建築基準法、労働安全衛生法、電気、ガス関係規制法など行政の広い範囲にわたっており、この火災予防条例は消防法の下にあって主に次のことがらについて定めております。

- 1、火気使用設備の規制について
火を使用する設備についての規制はその位置、構造及び管理の技術上の基準を定めておりますが、その範囲は非常に広く、各熱源に応じた設備とし、工業用の設備から各家庭に至るものまでを対象としております。
- 2、危険物関係規制について
危険物の規制については、消防法別表に掲げる危険物で、指定数量未満の危険物をはじめ、消防法施行令別表第二に掲げる危険物に準ずる可燃性の物品(いわゆる準危険物)、および町条例別表第四に掲げる火災危険の大きい物品(いわゆる特殊可燃物)等に関する貯蔵又は取扱いの技術上の基準を規定しております。

- 3、防火対象物の避難施設等の管理について
消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物(五〇人以上を収容する劇場、旅館、学校、寺院、工場等)の避難口、避難通路等の避難施設等の管理基準についても規定しております。

これら町条例で規定していることは、火災予防上必ず守って頂かなければならないものでありますので、この条例に違反した場合の罰則も一部について規定しております。
この条例に規定している基準は、かなり細かいものですので、できるだけ解りやすく、図解もしましたが、まだまだ解りにくい点もあるかと思えます。
不明の点は役場、消防係にお問合わせ下さい。

○簡易湯沸器設備

給湯湯沸設備については天井・上方のたな等の可燃物の部分から60センチメートル以上の間隔を保つこと。ただし、これらの部分から15センチメートル以上離れた位置に屋外に通気筒を設けたときはこの限りでない。

天井まで40センチメートル以上
(排気筒や通気筒をつけたときを除く)



階段・避難口等の附近に設置しない。可燃性のガスが滞留するおそれのない場所に設置すること。地震等で倒れないようにする。燃焼に必要な空気を取り入れることができる位置。

- 1、燃料タンクは、架台は不燃材料で作ること。
- 2、配管にはタンク直近に開閉弁を設けること。

燃料タンクは

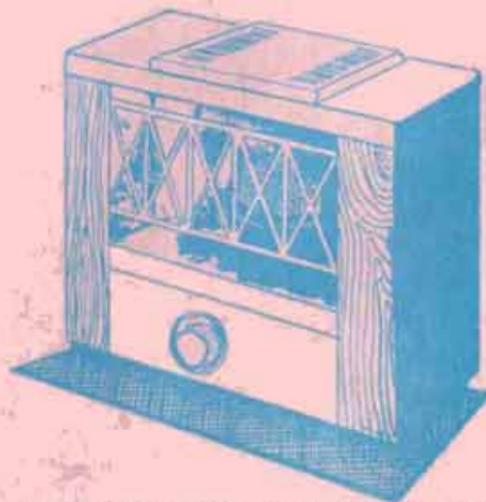


- 3、見やすい位置に燃料の量がわかる装置をつけること。
- 4、水抜きができる構造とする。
- 5、通気管か通気口を設けること。

○乾燥設備の基準

○液体燃料を使用する器具

地震等で上から物が落ちない場所を使用する



- △地震等で容易に転倒しないような状態で使用する
- △不燃性の床又は台上で使用する
- △漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること
- △故障したものは使用しない

○ガスを使用する器具

上から燃えやすいものが落ちない場所に置くこと

ガス等が滞留するおそれのない場所に設ける

ゴムホースは適当な長さにすること

故障したものは使用しないこと



器具の囲りはいつもきれいにしておくこと

地震等で倒れない場所におく不燃性の床又は台上で使用する

イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
ロ	公会堂又は集会場
ハ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの
ニ	遊技場又はダンスホール
ホ	飲食店
ヘ	物品の販売業、貸貸業又は修理業を営む店舗
ヘ	理容業、美容業、クリーニング業その他のサービス業を営む店舗
ヘ	取引所
ヘ	展示場
ヘ	旅館、ホテル又は宿泊所
ヘ	病院、診療所又は助産所
ヘ	養老施設、救護施設、更正施設、児童福祉施設(母子寮及び児童厚生施設を除く)、身体障害者更生援助施設(身体障害者を収容するものに限り)、精神薄弱者援護施設又は授産施設
ヘ	幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
ヘ	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの
ヘ	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
ヘ	公共浴場
ヘ	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
ヘ	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
ヘ	火葬場
ヘ	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によって重要文化財、重要民俗資料、史跡若しくは重要文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によって重要美術品として認定された建築物
ヘ	ふ頭にけい留された船舶、鉄道若しくは軌道に用いる車両又は自動車で公衆の出入するもの

一、公衆の出入りする場所の指定

別表一

二、多数の者の勤務する場所の指定

別表二

イ	工場又は作業場
ロ	発電所又は変電所
ハ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
ニ	官公署、銀行その他の事務所
ホ	自動車庫、電車庫又は駐車庫
ヘ	航空機の格納庫
ヘ	倉庫

これは、火災危険が特に大きい場所を指定し、大きな人命損失を防ぐ趣旨で、消防法の規定に基づき、消防職員や、消防団員が火災予防のために立入検査をすることができる施設および、多数の者の勤務する場所を指定したもので、防火対象物といえます。

○固定式ストーブ等の煙突の基準



○炉やかまど

可燃性のガスが滞留しないようにする



土間又は金属以外の不燃材料で造った床

三、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準